

三田市立図書館運営評価委員会の概要

1 **設置目的**：三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議
(条例、規則については下記をご参照ください。)

2 委員会開催スケジュール

第1回(7月2日) 令和元年度事業報告、令和2年度事業計画等
第2回(11月予定) 上半期事業報告・モニタリング結果、下半期事業計画等
第3回(3月予定) 下半期事業報告・モニタリング結果等

3 委員モニタリング

図書館の運営について年間評価シートにより評価いただき、年度末にご提出いただきます。
第3回の委員会において委員の皆様の評価に基づき協議し、運営評価委員会の年間評価とします。

4 その他

3ヶ月ごとに運営報告書や図書館だより等の評価のための資料を送付いたします。

条例、規則

○三田市附属機関の設置に関する条例 平成21年3月26日条例第2号(抜粋)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

(中略)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
教育委員会	三田市立図書館運営評価委員会	三田市立図書館の運営評価に関する事項についての調査審議	7人以内	2年

○三田市立図書館運営評価委員会規則 平成26年2月26日 教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市立図書館運営評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、図書館担当課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、三田市教育委員会が招集することができる。